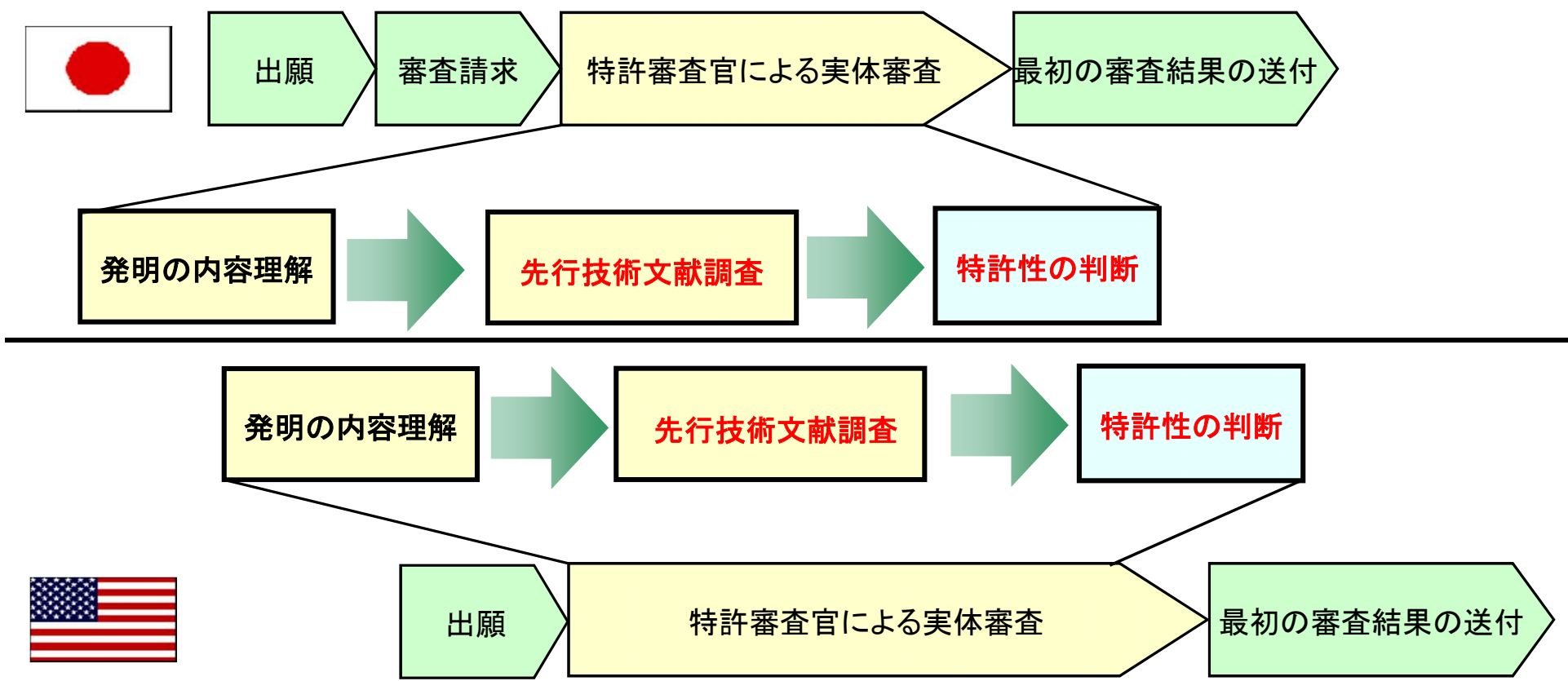


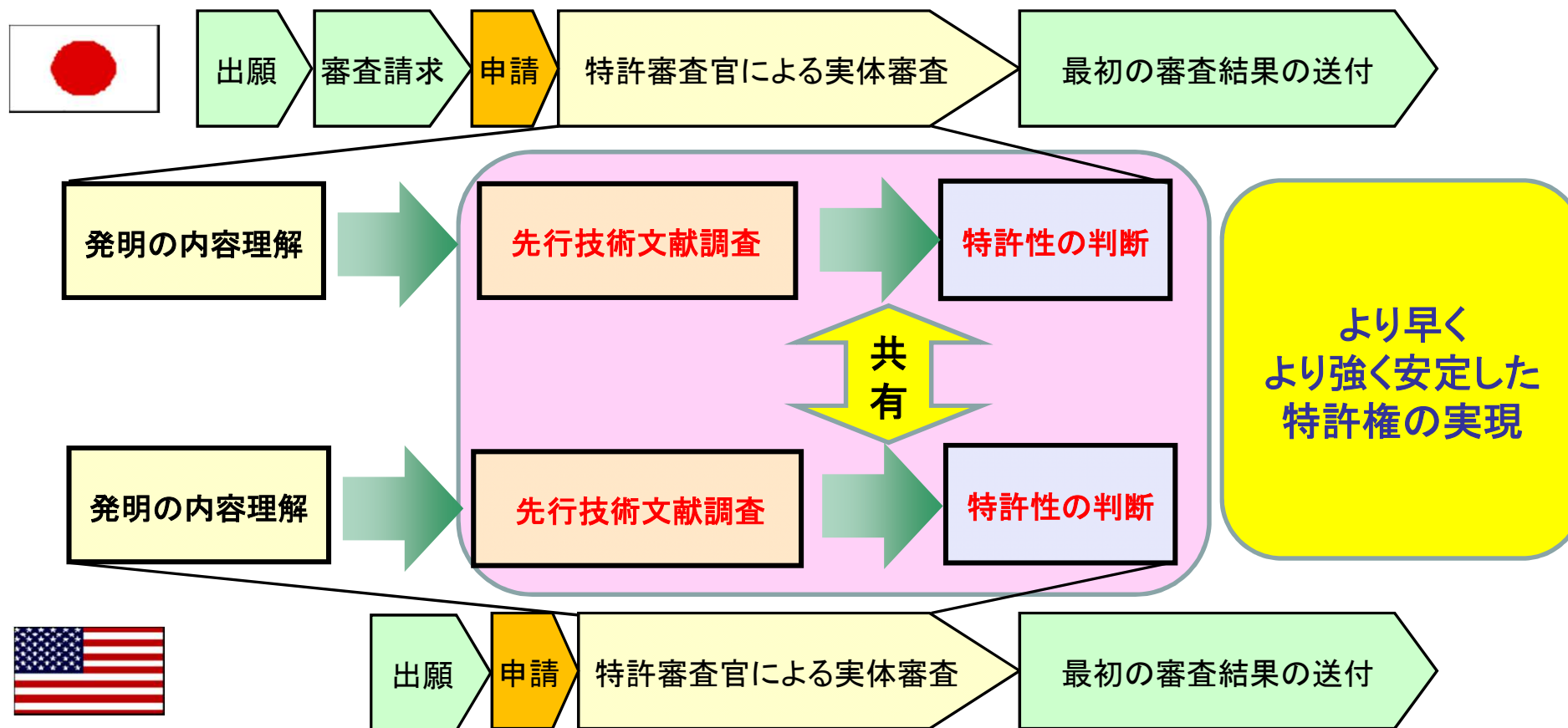
# 特許審査の流れ

- 特許制度は、各国における技術水準や市場の状況等を踏まえた産業政策として、重要なものと位置づけられており、各国の特許審査官は、これらの情勢や各国の法令に基づき、それぞれ独立して特許審査を行っている。
- したがって、同じ内容の出願であっても、各国の特許審査官がそれぞれ先行技術調査を実施し、特許性の判断を実施。



# 日米協働調査試行プログラム

- 各国の特許審査官が、それぞれ独立して審査を行うことはこれまでと変わらない。
- しかし、本試行プログラムでは、審査結果を大きく左右する先行技術調査の結果とそれを踏まえた特許性の判断を、日米の特許審査官が事前に共有した上で、それぞれ審査を実施。
- これにより、より強く安定した特許権をより迅速に実現することが可能となる。



# 日米協働調査試行プログラムのフロー

先に調査を実施する庁

後に調査を実施する庁

日米協働調査試行プログラムへの参加申請  
(技術的に関連する一群の出願についてまとめて申請可)

調査

特許性の判断

特許性の判断

最初の審査結果

出願人への最初の審査結果の送付【申請から概ね6か月程度】

調査

特許性の判断

最初の審査結果